

Qualifying &  
Life Member



MDRT®

オフィス **ASADA**

代表 麻田 春江

茨城県取手市井野台 1-7-28 〒302-0015

T E L : 0297-72-2401 FAX : 0297-72-6217

携 帯 : 090-8720-8591

E-mail : officeasada\_h@ybb.ne.jp

U R L : http://www.officeasada.com



平成 27 年 8 月 第 54 号

オフィスASADA通信のご案内

**猛暑**の毎日が続いておりますが、お元気でお過ごしでしょうか？8月9日の甲子園で初出場の津商のエースが**熱中症**で手の平が痙攣し降板するアクシデントがありました。さぞ残念だったろうと心中を察しますが、これを乗り越え智弁和歌山に逆転勝ちしました。二度と来ない青春の思い出、彼らにとって**人生の心の支えに繋がる熱闘甲子園！**良き思い出と共に無事に終わってほしいですね！

今月のテーマ

- I 「第15回ASADAセミナー」の報告と次回予告
- II 終活のあれこれを**法律相談**で解消！！
- III ホームページリニューアルしました！



I 「ASADAセミナー」の報告と次回予告

平成27年7月26日(日)取手福祉会館にて、第15回「ASADAセミナー」を開催しました。今回も沢山の方の参加をいただき、遠くは郡山から横浜、千葉、埼玉からも来ていただきました。セミナーを一方的に聞くだけではなく「**参加型セミナー**」で会場の方々と一体化した楽しいひとときでした。参加された方々もイキイキと輝いていました。サブセミナーの神事さんの「**笑顔は最強のコミュニケーションとなる話**」ステキでした！！

次回は9月13日(日)

受付時間: 13:00~

開催時間: 13:30~16:00

会 場: 取手福祉会館 2階 会議室D

住 所: 取手市東 1-1-5

電 話: 0297-73-5671

申し込み先: オフィス ASADA

Tel: 0297-72-2401 または 090-8720-8591



第16回ASADAセミナー

参加  
無料

第一部

人生を“ワクワク”しながら楽しんで生きるために！

続ける習慣を身に付ける！パート2「片付け・貯金編」

講師: 麻田 春江

第二部

若手イケメン!?弁護士による「相続」について

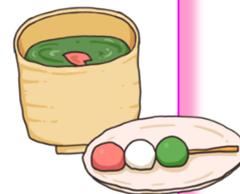
講師: 東京アライズ法律事務所 弁護士 吉川 樹士 氏

ティータイムと抽選会

「イケメン弁護士と一緒にお茶とお菓子をいただきながら楽しく懇談会と抽選会」

抽選プレゼント ~10月歌舞伎公演ご招待!~

狂言通し「伊勢音頭 恋寝刃」2015.10.16(金) 国立劇場一階特別席ご招待(食事付)



## II 終活のあれこれを法律相談で解消！！

来る9月13日のASADAセミナー第二部で講演くださる東京ライズ法律事務所の吉川樹士弁護士と、同事務所所長で元最高検察庁検事、弁護士、税理士でいらっしゃる安達敏男先生のお二人で出版された「終活にまつわる法律相談」のごく一部の掲載をお許し頂きました。更に詳しく知りたい！もっと他の事も聞きたい方！是非とも次回のASADAセミナーにお越し下さい！

### 尊厳死宣言について

**Q** 現代医学では回復の見込みのない末期状態の病気になった場合に、担当医に対して、人口呼吸や胃ろうなどの生命維持治療を中止し、人間としての尊厳を保って死を迎えさせてもらいたいことを依頼するには、どうしたらよいでしょうか。

**A** いわゆる尊厳死の問題ですが、大別すると、①個人が尊厳死宣言書（事前指示書）を作成して署名押印しておく方法、②尊厳死宣言を希望する人が公証人の前でその宣言内容を話し、これを公証人が録取し、その結果を公正証書（事実実験公正証書）として作成する方法があります。

なお、尊厳死宣言を遺言書に記載することは妥当ではありません。

### 自然葬について

**Q** 私は、妻に先立たれ、一人暮らしをしています。結婚して遠距離に家庭を持つ娘が1人います。この娘に墓の管理などで迷惑を掛けたくないので、いわゆる自然葬にしたいと思いますが、どうしたらよいですか。

**A** 自然葬を取り扱う団体が複数ありますので、これに入会することも1つの方法だと思われま。なお、一般的に葬送のための祭祀として節度をもって自然葬が行われる限り、法律上問題はないと考えられています。

### 相続人の範囲と順序

**Q** (1) 私たち夫婦には子どもがいませんが、夫が死亡した場合、相続人は私（妻）だけでしょうか。  
(2) 私には30年以上連れ添っている内縁の妻がいますが、私が死亡した場合、内縁の妻は私の相続人になりますか。

**A** (1) 妻以外でも、父母等の直系尊属がいれば、同人らも妻と共に相続人となりますし、父母等の直系尊属がない場合で、兄弟姉妹がいるときは、兄弟姉妹共に相続人となります。兄弟姉妹には代襲相続もあります。

(2) 内縁の妻は、相続人にはなりません。

#### 法定相続人の範囲と相続順位

##### (1) 血族相続人

第1順位	子（子が相続開始時に死亡していれば、その代襲相続人（孫、曾孫） <sup>ひまご</sup> ）
第2順位	父母等の直系尊属（親等の近い直系尊属が優先的に相続人となる。）
第3順位	兄弟姉妹（兄弟姉妹が相続開始時に死亡していれば、その代襲相続人）

(2) 配偶者（血族相続人があるときは、それらの者と同順位の相続人）常に相続人

3つのテーマのみ掲載していますが、これらには解説やもっとお伝えしたい事が沢山あります。例えば、内縁の妻は相続人にはなれないが、どうしても遺産を取得させたい時（民法964条、又は民法554条）や、特別縁故者への財産分与（民法958条の3）もあります・・・など、もっと詳しく知りたい方は、日本加除出版(株)「終活にまつわる法律相談」をお読みください！とても分かりやすい内容です！！



## III ホームページリニューアルしました！！

2015年8月末より、オフィスASADAのホームページがパワーアップし、リニューアルいたしました！とっても可愛いホームページになりました！また毎月毎月の抽選プレゼント企画もあります！皆さま奮ってご応募ください！ASADA通信も載せていますので、どうぞご覧ください！

\*\*\*\*\* ダイエット ありのままだと 諦める \*\*\*\*\* サラリーマン川柳より

解らないことがありましたら麻田まで気兼ねなくお電話ください